

林業種苗生産事業者登録のご案内

林業用種苗の生産事業を始めるには、その住所地（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）を管轄する都道府県知事の登録を受ける必要があります。

登録までの手続きは次のとおりです。

生産事業を行おうとする方

講習会の受講 1

（手数料 14,000 円）

1 開催予定日の20日前までに県公報で公告

講習会終了証明書の交付

登録の申請 2

（手数料 6,400 円）

2 提出書類
・登録申請書
・住民票の抄本
・講習会終了証明書の写し
・登録欠格要件該当しないことを誓約する書面

登録証の交付

生産事業の開始

なお、不明な点については、林務課 普及グループまでお問い合わせください。